

特別規制地域の指定及び変更（案）

路線名	変更前		変更後		備考
	特別規制地域		特別規制地域		
	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
高速自動車国道 第二東海自動車 道横浜名古屋線 （新東名高速道 路）	(1) 桃園トンネル から長泉町と沼 津市との境界ま での区間(トンネ ルの区間を除 く。)	(1) 左記に指定す る区間の道路か ら 500 メートル （富士山側にあ っては、1,000 メ ートル) の等距離 線の範囲内の地 域	(1) <u>神奈川県境か ら小山町と御殿 場市との境界ま での区間及び桃 園トンネルから 長泉町と沼津市 との境界までの 区間（トンネルの 区間を除く。）</u>	(1) 左記に指定す る区間の道路か ら 500 メートル （富士山側にあ っては、1,000 メ ートル) の等距離 線の範囲内の地 域	
<u>小山町道上野大 御神線</u>	—	—	<u>全区間</u>	<u>左記に指定する 区間の道路から 500 メートルの等 距離線の範囲内 の地域</u>	
<u>小山町道用沢大 御神線</u>	—	—	<u>県道須走小山線 との交差点から 小山町道上野大 御神線との接続 点までの区間</u>	<u>左記に指定する 区間の道路から 500 メートルの等 距離線の範囲内 の地域</u>	

普通規制地域の変更（案）

路線名	変更前		変更後		備考
	普通規制地域		普通規制地域		
	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
高速自動車国道 第二東海自動車 道横浜名古屋線 （新東名高速道 路）	(1) 桃園トンネル から長泉町と沼 津市との境界ま での区間(トンネ ルの区間を除 く。)	(1) 左記に指定す る区間の道路か ら1,000メートル （富士山側にあ っては、1,500メ ートル）の等距離 線の範囲内の地 域（用途地域の区 域を除く。）	(1) <u>神奈川県境か ら小山町と御殿 場市との境界ま での区間及び桃 園トンネルから 長泉町と沼津市 との境界までの 区間（トンネルの 区間を除く。）</u>	(1) 左記に指定す る区間の道路か ら1,000メートル （富士山側にあ っては、1,500メ ートル）の等距離 線の範囲内の地 域（用途地域の区 域を除く。）	

## 静岡県屋外広告物条例（抄）

### （特別規制地域）

第3条 次に掲げる地域又は場所(以下「特別規制地域」という。)においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(略)

(6) 高速自動車国道第一東海自動車道及び東海道新幹線鉄道の全区間並びに高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（建設中のものを含む。）、伊豆縦貫自動車道天城北道路（建設中のものを含む。）、道路（高速自動車国道第一東海自動車道、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線及び伊豆縦貫自動車道天城北道路を除く。）及び鉄道（東海道新幹線鉄道を除く。）の知事が指定する区間

(7) 前号に規定する区間から 1,000 メートル以内の地域のうち知事が指定する区域

(略)

### （普通規制地域）

第5条 次に掲げる地域又は場所のうち特別規制地域に含まれない地域又は場所(以下「普通規制地域」という。)において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするとき（前条の規定により、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止されている場合を除く。）は、知事の許可を受けなければならない。

(1) 都市計画法第2章の規定により定められた用途地域

(2) 道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間

(3) 第3条第6号又は前号に規定する区間から 1,500 メートル以内の地域のうち知事が指定する区域

(4) 河川、湖沼、海岸又はこれらから 500 メートル以内の地域のうち、知事が指定する区域

### （静岡県屋外広告物審議会の権限）

第27条 知事は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

(1) 第3条第4号から第7号まで、第9号及び第10号、第5条第2号から第4号まで、第6条第1項第4号並びに第6条の2第1項の規定による指定並びにその指定の変更及び解除

(2) 第6条第1項第2号及び第4号、同条第2項第1号から第3号まで、第6号及び第9号、同条第3項第1号並びに第10条に規定する基準の設定並びにその基準の変更及び廃止

2 審議会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、広告物に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、広告物に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

4 知事は、第1項及び第2項の諮問を行うときは、県民の意見の聴取その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。